

## 霊柩車の利用に係る助成金支給制度がスタートします

これまで本町の斎場を使用する際に使用していた町所有の霊柩車については、車両製造から30年以上が経過し、車両に不具合が生じていることや、運転手の確保が難しいという状況などがあり、存廃について検討していたところです。

検討の結果、老朽化の進行によるさらなる不具合、事故などの発生の懸念や、運転手確保の一層の困難が想定されることから霊柩車については廃止することといたしました。

町民の皆さまにおかれましては、今後、民間企業の所有する霊柩車を利用していただくこととなり、利用料金がかかることとなります。

町では、この料金負担に対し支援措置を実施することとしました。内容については以下のとおりです。

### ◎助成金の支給

#### ○対象者

次の要件を満たす方を対象として、助成金を支給します。

- ・ 幌延町斎場を使用し民間企業所有の霊柩車を使用する方。
- ・ 死亡した方が幌延町民、または申請者（喪主もしくは施主）が幌延町民。

原則、葬儀形式（個人葬・社葬など）は問いませんが、生活保護受給者は生活保護の制度による葬祭費が支給されるため対象外です。

#### ○金額 20,000円

#### ○手続き方法

住民生活課生活グループ窓口にて、喪主（施主）であることが確認できる書類を添えて、助成申請書を提出していただきます。

### ◎上記助成金の支給の他にも、負担の軽減のため斎場使用料を減額いたします。

単位:円

	変更前	変更後	差額
亡くなられた方が12歳以上	20,000	15,000	5,000
亡くなられた方が12歳未満	16,000	11,000	

※死亡者および斎場使用申請者が町民でないときは上記使用料に20,000円が加算されます。

◇霊柩車については令和3年3月31日をもって廃止とし、助成金の支給および斎場使用料の減額については令和3年4月1日から実施します。

お問い合わせ先:住民生活課 生活グループ 電話:5-1112 告知端末機:5-8812

## 「あかえぞ」の運行について

現在、問寒別～幌延間の住民輸送のため月曜日から土曜日（祝日を除く）まで運行している患者輸送車両「あかえぞ」についてお知らせします。

「あかえぞ」は、午前8時30分に問寒別駅前を発車し、問寒別郵便局前・問寒別診療所前・問寒別出張所前を經由し国道40号から道道256号豊富遠別線を経て国保診療所に到着します。

運行時刻表については、告知端末機の「くらしの便利情報」をご参照ください。時刻（運行状況により多少前後することがあります）を確認し、停留する各施設および道道においては道路沿いでお待ちください。

皆さまのご利用をお待ちしております。



**開進地区および上幌延十線沢方面でご乗車希望の方は、前日までにご連絡ください。**

お問い合わせ先:住民生活課 生活グループ 電話:5-1112 告知端末機:5-8812